

1 三重県庁の環境マネジメントシステム (EMS)

EMS の枠組み

継続的な環境負荷低減と環境活動推進のため、ISO14001を導入して取り組んでいます。

環境方針

- ①**基本理念**：事業体としての社会的責任を果たすため、「環境にやさしい三重県庁」を目指します。
- ②**基本方針**：職員の「環境マインド」を高め、あらゆる行政活動で環境負荷の低減等を図ります。

1-1 EMS※の枠組み

継続的に環境への負荷を低減し、環境活動を推進するため、本庁及び各地域機関に、EMSの国際規格であるISO14001を導入しています。(対象組織についてはp.28をご参照ください。)

環境目標は、対象組織共通の重点目標と、各所属の独自目標があります。

● 取組の経緯、環境目標の構成及び EMS の位置づけ ●

●取組の経緯

平成11年度	本庁及び周辺機関でISO14001認証取得(平成12年2月23日)
平成12年度	地域機関(当時の県民局)にISO14001対象範囲を拡大
平成14年度	ISO14001更新登録(1回目)
平成17年度	ISO14001更新登録(2回目) 集中管理型システムから分散管理型システムへISO14001対象範囲の拡大
平成18年度	組織改革に伴う本庁と地域機関の縦の連携の強化等
平成19年度	ISO14001対象範囲の拡大
平成20年度	ISO14001更新登録(3回目) 新しい環境方針の策定

●環境目標の構成

ISO14001では、組織自らが、環境に負荷を及ぼす要素(環境側面)や環境法規制(法的要求事項)を把握・評価して、環境保全に関する運営方針(環境方針)や行動計画(目的・目標)を決めます。

環境目標

重点目標：対象組織全体での共通の目標

- ・ 庁内オフィスごみ
- ・ コピー用紙
- ・ 温室効果ガス

環境負荷の低減を目的とする

独自目標：各所属が業務特性や地域特性を活かした環境取組を推進するための独自の目標

- ・ 環境に有益な事業
- ・ 環境工夫
- ・ 公共工事、イベント、施設設備、その他

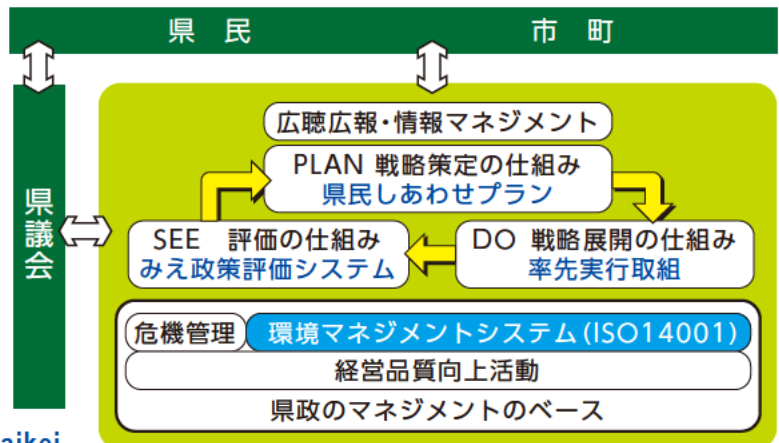
職員の環境マインドの醸成、自己管理と所属マネジメントの強化を図る

●EMS の位置づけ

「県民しあわせプラン」(三重県の総合計画)を着実に推進するための行政運営のしくみである「みえ行政経営体系」の中で、環境マネジメントシステムを県政のマネジメントのベースの1つとして位置づけています。

[みえ行政経営体系についてはHPをご覧ください。]

<http://www.pref.mie.jp/SKEIEI/HP/mietaikei>



※EMSとは、環境マネジメントシステムの略語です。(Environmental Management System)



それでは、EMSについて、みていこう。

私たちが暮らす三重県の県庁でどんな取組が行われているのかしら？



1-2 環境方針

基本理念

2008年から京都議定書の第一約束期間が始まり、今こそ全世界が手を携えて、温暖化に伴う気候変動や生態系への影響といった深刻化しつつある地球環境問題に真剣に取り組まなければなりません。

そこで、私たちは、地域有数の事業体として、その社会的責任を果たすため、職員一人ひとりの気づきによる環境行動を推し進め、「環境文化」が根づく「環境にやさしい三重県庁」をめざします。

また、政策・事業の展開にあたっては、グローバルな視点で考えローカルに実践するという観点に立ち、環境保全と経済成長が両立する持続可能な地域社会への転換をめざした戦略的な取組を進めていきます。

環境方針

「みえ行政経営体系」における県政のマネジメントのベースに「環境マネジメントシステム」を位置づけ、政策・事業に携わる職員一人ひとりの「環境マインド」を高めることにより、オフィス活動だけでなく、あらゆる行政活動の遂行過程において、環境負荷の低減、環境創造の推進を図ります。

また、「地球温暖化の防止」や「ごみゼロ社会の実現」などをはじめとした、環境を取り巻くあらゆる課題に率先して取り組んでいきます。

基本方針

- 1 すべての部局において、業務の独自性や地域性を考慮し、環境マインドの醸成につながる「環境目的・目標」を定め、各所属が主体となった環境活動を積極的に進めていきます。
- 2 すべての事業活動において、「地球温暖化の防止」や「ごみを出さない工夫」の観点から、不断の改善に取り組みます。
 - ①省エネルギーの推進や新エネルギーの導入、CO₂排出量が少ないエネルギーへの転換などにより、地球温暖化対策を着実に実行していきます。
 - ②オフィス活動における環境負荷の大きな要因であるごみとコピー用紙使用量の削減を図ります。
 - ③グリーン購入の基本的な考え方を常に意識し、行動します。
 - ④公共事業について、計画段階から環境配慮を徹底します。
- 3 環境関連法規等を遵守するとともに、環境汚染の未然防止に努めます。
- 4 環境目的・目標の達成状況等を定期的に検証し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。
- 5 環境方針や環境目的・目標の達成状況等、環境マネジメントシステムに関する情報について、職員等に周知するとともに、一般に公開します。

2008年10月21日

三重県知事 聖名昭彦